

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(外貨換算)

	日本基準	IFRS
外貨建取引	円以外で取引価額が表示される取引と解される	外貨(機能通貨以外の通貨)で表示されているか又は外貨での決済を必要とする取引をいう
為替差額の処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期損益に計上 ■ その他有価証券の換算差額は、その他の包括利益に認識(債券の場合P/L認識も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当期純損益に計上 ■ 売却可能金融資産の換算差額は、株式の場合にはその他の包括利益に認識し、債権又は債券の場合にはP/L認識
在外事業体(在外営業活動体)の分類	法的形態により、支店と子会社に分類(日本では機能通貨の概念がない)	法的形態にかかわらず、最も経済的実態を反映する通貨を機能通貨と選定し、機能通貨が報告企業と異なる事業体が在外営業活動体となる
在外事業体(在外営業活動体)への投資から生じたのれん	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引日レートで換算 ■ 2010年4月1日以後実施される取引より決算日レートで毎期換算 	在外営業活動体の資産として決算日レートで毎期換算